

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 4 月 22 日 (火) 第 610 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
  - 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
  - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
  - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
  - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
  - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
  - 指定納付受託者の指定 (生活衛生課取扱い) 5
  - 計量器の定期検査の実施 (商工政策課取扱い) 5
  - 県営土地改良事業の計画の変更 (2件) (農地整備課取扱い) 6
  - 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の変更事項の届出 (建築課取扱い) 7
  - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (南薩地域振興局取扱い) 7
  - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 7
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (南薩地域振興局取扱い) 8
  - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 8
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 8
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告 (2件) (建築課取扱い) 8
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 9

## 告 示

## 鹿児島県告示第340号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 4 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
肝属郡南大隅町佐多馬籠字大谷東平1037番1, 字外之浦1044番, 1046番1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第341号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 4 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

志布志市有明町伊崎田字小谷俣8461番 2, 8465番 4, 8466番 3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第342号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 7 年 4 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセンター西原	鹿屋市西原四丁目 9-15	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地	森 信介	令和 7 年 3 月 31 日	訪問介護
医療法人徳洲会 笠利ヘルパーステーション	奄美市笠利町中金久120番地	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目 3 番 1-1200号	東上 震一	令和 7 年 3 月 31 日	訪問介護
まほろあいらヘルパーステーション	始良市平松3415番地 1	株式会社グリーンオガタ	霧島市国分福島二丁目22番17号	緒方 典子	令和 7 年 3 月 31 日	訪問介護
訪問介護ステーション日和	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	株式会社みらいあまみ	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	西 公郎	令和 7 年 3 月 31 日	訪問介護
訪問介護事業所 えがお	始良市鍋倉1474番地 1	合同会社えがお	始良市鍋倉1474番地 1	松永 翼	令和 7 年 3 月 31 日	訪問介護
訪問看護ステーション牧園	霧島市牧園町宿窪田939番地	医療法人大成会	霧島市牧園町宿窪田941番地 1	寺脇 照代	令和 7 年 3 月 31 日	訪問看護

訪問看護ステーション日和	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	株式会社みらいあまみ	奄美市名瀬朝仁新町35番23号	西 公郎	令和 7 年 3 月 31 日	訪問看護
訪問看護ステーションぷらす	始良市加治木町木田1139番地	有限会社文月会	始良市加治木町木田2764番地1	杉田 文彦	令和 7 年 3 月 31 日	訪問看護
みんなの家	霧島市牧園町宿窪田939番地	医療法人大成会	霧島市牧園町宿窪田941番地1	寺脇 照代	令和 7 年 3 月 31 日	通所介護
末吉まごころ園	曾於市末吉町二之方字弁才天5380-2	社会福祉法人松山やっちく会	志布志市松山町泰野1111番地	渡辺 紘三	令和 7 年 3 月 31 日	短期入所生活介護
有限会社光洋メディカル福祉用具貸与事業所	垂水市栄町111番地	有限会社光洋メディカル	垂水市栄町111番地	後迫 順子	令和 7 年 3 月 31 日	福祉用具貸与
有限会社光洋メディカル福祉用具貸与事業所	垂水市栄町111番地	有限会社光洋メディカル	垂水市栄町111番地	後迫 順子	令和 7 年 3 月 31 日	特定福祉用具販売
通所介護いきいきくらぶ	南九州市颯娃町郡854番地1-2	株式会社一幸	南九州市颯娃町郡854番地1	田之上弘輔	令和 7 年 4 月 30 日	通所介護

## 鹿児島県告示第343号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 7 年 4 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リニエ訪問看護ステーション霧島	霧島市隼人町見次297-1エクセレント302号	株式会社リニエR	東京都千代田区神田小川町一丁目8番地8	谷 隆博	令和 7 年 3 月 1 日	訪問看護
ヘルパーステーションGENKI	始良市東餅田531番地	元気サポート株式会社	始良市東餅田537番地1	神田 光昭	令和 7 年 3 月 10 日	訪問介護
訪問介護事業所オレンジステーション	志布志市志布志町安楽2133-6	株式会社オレンジカウンティ	志布志市志布志町志布志1077-1	森田 千景	令和 7 年 4 月 1 日	訪問介護
訪問介護ステーション日和	奄美市名瀬朝仁新町35番地23	社会福祉法人公起会みらいあまみ	奄美市名瀬朝仁新町35番地23	西 公郎	令和 7 年 4 月 1 日	訪問介護
在宅サポートみつけ	始良市加治木町本町302番地	m i k e n o n 合同会社	始良市加治木町本町302番地	池田 美里	令和 7 年 4 月 1 日	訪問介護
ららら訪問看護リハビリステーション	鹿屋市寿五丁目18-4寿ビル102	株式会社ららら商会	鹿屋市寿五丁目16-29	迫 文徳	令和 7 年 4 月 1 日	訪問看護
訪問看護ステーション牧園	霧島市牧園町宿窪田939	マグノリア株式会社	霧島市牧園町宿窪田941-1	神田 俊之	令和 7 年 4 月 1 日	訪問看護
訪問看護ステーション日和	奄美市名瀬朝仁新町35番地23	社会福祉法人公起会みらいあまみ	奄美市名瀬朝仁新町35番地23	西 公郎	令和 7 年 4 月 1 日	訪問看護
訪問看護ステーション	始良市加治木町	株式会社ケアネ	始良市加治木町	杉田 文彦	令和 7 年	訪問看護

ジョンぷらす	木田2764番地1	ットプラス	木田2764番地1		4月1日	
みんなの家	霧島市牧園町宿 窪田939	マグノリア株式 会社	霧島市牧園町宿 窪田941-1	神田 俊之	令和7年 4月1日	通所介護

## 鹿児島県告示第344号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和7年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問看護ステーション牧園	霧島市牧園町宿 窪田939番地	医療法人大成会	霧島市牧園町宿 窪田941番地1	寺脇 照代	令和7年 3月31日	介護予防 訪問看護
訪問看護ステーション日和	奄美市名瀬朝仁 新町35番23号	株式会社みらい あまみ	奄美市名瀬朝仁 新町35番23号	西 公郎	令和7年 3月31日	介護予防 訪問看護
訪問看護ステーションぷらす	始良市加治木町 木田1139番地	有限会社文月会	始良市加治木町 木田2764番地1	杉田 文彦	令和7年 3月31日	介護予防 訪問看護
末吉まごころ園	曾於市末吉町二 之方字弁才天 5380-2	社会福祉法人松 山やっちく会	志布志市松山町 泰野1111番地	渡辺 紘三	令和7年 3月31日	介護予防 短期入所 生活介護
有限会社光洋メ ディカル福祉用 具貸与事業所	垂水市栄町111 番地	有限会社光洋メ ディカル	垂水市栄町111 番地	後迫 順子	令和7年 3月31日	介護予防 福祉用具 貸与
有限会社光洋メ ディカル福祉用 具貸与事業所	垂水市栄町111 番地	有限会社光洋メ ディカル	垂水市栄町111 番地	後迫 順子	令和7年 3月31日	特定介護 予防福祉 用具販売

## 鹿児島県告示第345号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和7年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月 日	サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
リニエ訪問看護 ステーション霧 島	霧島市隼人町見 次297-1エ クセレント302号	株式会社リニエ R	東京都千代田区 神田小川町一丁 目8番地8	谷 隆博	令和7年 3月1日	介護予防 訪問看護
ららら訪問看護 リハビリステー ション	鹿屋市寿五丁目 18-4寿ビル 102	株式会社ららら 商会	鹿屋市寿五丁目 16-29	迫 文徳	令和7年 4月1日	介護予防 訪問看護
訪問看護ステーション牧園	霧島市牧園町宿 窪田939	マグノリア株式 会社	霧島市牧園町宿 窪田941-1	神田 俊之	令和7年 4月1日	介護予防 訪問看護
訪問看護ステーション日和	奄美市名瀬朝仁 新町35番地23	社会福祉法人公 起会みらいあま み	奄美市名瀬朝仁 新町35番地23	西 公郎	令和7年 4月1日	介護予防 訪問看護
訪問看護ステーションぷらす	始良市加治木町 木田2764番地1	株式会社ケアネ ットプラス	始良市加治木町 木田2764番地1	杉田 文彦	令和7年 4月1日	介護予防 訪問看護

## 鹿児島県告示第346号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和7年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社鹿児島カード  
鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定納付受託者を指定した日  
令和7年4月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入  
鹿児島県動物愛護センターの業務に属する犬及び猫の譲渡に係る手数料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 鹿児島県告示第347号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年4月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和7年5月26日	10:30~15:00	瀬戸内町	せとうち海の駅
令和7年5月27日	10:00~15:00	瀬戸内町	せとうち海の駅
令和7年5月28日	10:00~15:00	瀬戸内町	せとうち海の駅
令和7年5月29日	10:30~12:00	宇検村	阿室防災会館
令和7年5月29日	13:30~15:00	宇検村	名柄公民館
令和7年5月30日	9:30~15:30	宇検村	元気の出る館
令和7年6月2日	10:00~11:30	大和村	大和村在宅介護支援センター
令和7年6月2日	13:30~15:00	大和村	大和村防災センター
令和7年6月3日	10:00~15:00	大和村	大和村防災センター
令和7年6月4日	10:00~11:00	龍郷町	円公民館
令和7年6月4日	13:00~15:30	龍郷町	赤尾木公民館
令和7年6月5日	10:00~15:00	龍郷町	浦生活館
令和7年6月6日	10:00~15:00	龍郷町	浦生活館
令和7年6月17日	9:30~11:30	喜界町	塩道公民館
令和7年6月17日	13:00~16:00	喜界町	喜界町自然休養村管理センター
令和7年6月18日	9:00~15:30	喜界町	喜界町自然休養村管理センター
令和7年6月23日	10:00~15:00	奄美市	節田生活館
令和7年6月24日	10:00~12:00	奄美市	笠利三区公民館
令和7年6月24日	13:30~15:00	奄美市	奄美市役所笠利総合支所
令和7年6月25日	10:00~15:00	奄美市	奄美市役所笠利総合支所
令和7年6月26日	10:00~12:00	奄美市	東城コミュニティセンター
令和7年6月26日	13:30~14:30	奄美市	市集会場
令和7年6月27日	10:00~15:00	奄美市	住用中央公民館

令和 7 年 7 月 7 日	13 : 30 ~ 15 : 00	奄美市	奄美振興会館
令和 7 年 7 月 8 日	10 : 00 ~ 12 : 00	奄美市	小宿地区集会場
令和 7 年 7 月 8 日	13 : 30 ~ 15 : 00	奄美市	奄美振興会館
令和 7 年 7 月 9 日	10 : 00 ~ 12 : 00	奄美市	名瀬勝地区集会場
令和 7 年 7 月 9 日	13 : 30 ~ 15 : 00	奄美市	西仲勝地区集会場
令和 7 年 7 月 10 日	10 : 00 ~ 11 : 30	奄美市	芦花部地区集会場
令和 7 年 7 月 10 日	13 : 00 ~ 15 : 30	奄美市	有屋町集会場
令和 7 年 7 月 11 日	9 : 30 ~ 12 : 00	奄美市	大島支庁計量検定センター
令和 7 年 7 月 11 日	13 : 30 ~ 16 : 30	奄美市	根瀬部地区集会場
令和 7 年 7 月 14 日	9 : 30 ~ 15 : 30	奄美市	奄美自治会館
令和 7 年 7 月 15 日	9 : 30 ~ 15 : 30	奄美市	奄美自治会館
令和 7 年 7 月 16 日	9 : 30 ~ 15 : 30	奄美市	奄美自治会館
令和 7 年 7 月 17 日	9 : 30 ~ 15 : 30	奄美市	奄美自治会館
令和 7 年 7 月 18 日	9 : 30 ~ 10 : 30	瀬戸内町	生間待合所
令和 7 年 7 月 18 日	12 : 30 ~ 14 : 00	瀬戸内町	瀬相待合所

## 2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり, 分銅及びおもり

## 3 その他

特定計量器検定検査規則(平成 5 年通商産業省令第 70 号)第 39 条第 1 項の規定により, 特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は, 令和 7 年 5 月 26 日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。

## 鹿児島県告示第 348 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 88 条第 1 項の規定により, 土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備(中山間地域総合整備)(旧: 県営中山間地域総合整備(生産基盤型))(区画整理)浦谷地区の計画を変更したので, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお, この決定に不服のある者は, 縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に, 鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 4 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和 7 年 4 月 23 日から同年 5 月 23 日まで

## 3 縦覧場所

鹿屋市輝北総合支所産業建設課

## 鹿児島県告示第 349 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 88 条第 1 項の規定により, 土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備(旧: 農村整備(農地環境整備型))(区画整理)蓬原中野地区の計画を変更したので, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお, この決定に不服のある者は, 縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に, 鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 4 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和 7 年 4 月 23 日から同年 5 月 23 日まで

## 3 縦覧場所

志布志市役所耕地林務課

## 鹿児島県告示第350号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人から次のとおり変更の届出があった。

令和 7 年 4 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所	支援業務を行う事務所の所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
一般社団法人サツマスタ 霧島市国分府中町17番8号	霧島市国分府中町19-3	支援業務を行う事務所の所在地	霧島市国分府中町12-22-2F	霧島市国分府中町19-3	令和6年4月1日
特定非営利活動法人やどかりプラス 鹿児島市下荒田四丁目30番5号プレジデント下荒田403号	鹿児島市下荒田四丁目30番5号プレジデント下荒田403号	住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島	特定非営利活動法人やどかりプラス	令和6年8月13日

## 南薩地域振興局告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 4 月 22 日

南薩地域振興局長 川畑敬郎

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ぷるめりあ	指宿市開開十町1305番地	社会福祉法人ハイビスカス福祉会	指宿市新西方2860番地3	徳永 勝憲	令和7年3月31日	放課後等デイサービス

## 南薩地域振興局告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 4 月 22 日

南薩地域振興局長 川畑敬郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
びごっぷ	南さつま市加世田武田15417番地3	一般社団法人ことの葉	南さつま市加世田武田18277番地6	宮原 純平	令和7年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
放課後等デイサービスみなみな	南さつま市加世田本町5番16-1階	特定非営利活動法人みなみなさつま	南さつま市加世田本町5番16-1階	坂之上竜治	令和7年4月1日	放課後等デイサービス

## 南薩地域振興局告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 4 月 22 日

南薩地域振興局長 川畑敬郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援施設 榎山学園	南九州市顛娃町 別府4710番地6	社会福祉法人更生会	南九州市顛娃町 別府4710番地6	中村 邦彦	令和 7 年 4 月 1 日	居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護

## 大隅地域振興局告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 4 月 22 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
Playプラス	鹿屋市寿四丁目 9-5コーポ大 寿3号棟101号	一般社団法人博 悠会	鹿屋市上谷町 11196番地2	末吉 宣博	令和 7 年 4 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

## 大隅地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 4 月 22 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 宙船	志布志市志布志 町安楽2459番地 2	特定非営利活動 法人すんくじら 会	志布志市志布志 町安楽1705番地 乙	福岡 豪	令和 7 年 4 月 1 日	就労継続 支援 B 型

## 公 告

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 4 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(2 工区)  
出水市下知識町114番及び115番

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
 出水市文化町849番地  
 出水農産株式会社  
 代表取締役 藤本繁信

.....  
 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年 4 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 始良市平松字前畑3020番4の一部、3020番5の一部、3024番及び8583番の一部、字上福元水流3025番、3026番、3027番1、3027番2、3028番、3029番1、3029番2、3029番3、3029番4、3029番5、3029番6、3029番8、3029番9、3029番10、3030番、3031番1、8324番1の一部、8325番の一部、8326番の一部及び8327番並びに字上水流8277番1の一部
- 2 公共施設の種類、位置及び区域  
 道路 始良市平松字前畑3024番の一部及び8583番の一部並びに字上福元水流3025番の一部、3026番の一部、3027番1の一部、3027番2の一部、3028番の一部、3029番1の一部、3029番2の一部、3029番3の一部、3029番4の一部、3029番5の一部、3029番6の一部、3029番8の一部、3029番9の一部、3030番の一部、3031番1の一部、8325番の一部、8326番の一部及び8327番の一部  
 公園 始良市平松字上福元水流3029番1の一部、3029番2の一部及び8325番の一部  
 水路 始良市平松字上福元水流3029番9の一部及び3029番10の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
 始良市平松5873番地1  
 有限会社しんせい商事  
 代表取締役 谷山真理子

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第39号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 4 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e とある魔術の禁書目録 一方通行 BIG JKZ	株式会社 J F J	510135
ぱちんこ遊技機	e 犬夜叉 L T M - T S	株式会社 ディ・ライト	510142
回胴式遊技機	L わたしの幸せな結婚 P N	K P E 株式会社	5S0052
回胴式遊技機	L 転生したら剣でした G T	株式会社 グレードワン	5S0141
回胴式遊技機	L B ジャックポット C Y 1	株式会社 ヤーマ	5S0041
回胴式遊技機	L B ニューパルサー B T C 9	山佐株式会社	430949